



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）号外 第 34 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 1	○職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課） 3
	○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 17

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 改正の理由及び主な内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第37号）

1 改正の理由及び主な内容

旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減及び国費の適正な支出等を図るため改正された国家公務員等の旅費に関する法律等を踏まえ、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 8 年 4 年 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 改正の理由及び主な内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとしました。

条 例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（介護休暇） 第 8 条の 2 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） ）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（ 第 8 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病	（介護休暇） 第 8 条の 2 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） ）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（ 第 8 条の 5 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病

又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

2・3 〔略〕

（介護部分休暇）

第8条の3 〔略〕

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第8条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 〔略〕

第8条の5 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

2・3 〔略〕

（介護部分休暇）

第8条の3 〔略〕

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第8条の4 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第8条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 〔略〕

第8条の6 〔略〕

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第37号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）<u>県内旅行</u> 宮崎県内における旅行をいう。 （2）<u>県外旅行</u> 県内旅行以外の本邦における旅行をいう。 （3）<u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。 （4）〔略〕 （5）<u>帰住</u> 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 （6）<u>扶養親族</u> 職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。</u>）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 （7）〔略〕 2 この条例で「<u>何何地</u>」という場合には、市町村の地域（都の特 別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「<u>在勤地</u>」という場合には、<u>在勤公署から8 キロメートル以内の地域をいうものとする。</u> （旅費の支給） 第3条 〔略〕 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 （1）職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下退職等という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合及び法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合を除く。）には、当該職員 （2）職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合において	（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）<u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 （2）〔略〕 （3）<u>帰住</u> 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。 （4）<u>家族</u> 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。</u>）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 （5）〔略〕 （6）<u>旅行役務提供者</u> 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第 306号。以下この条において「政令」という。）第2条第1項に規定する者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、<u>県と旅行役務提供契約（政令第2条第2項に規定するものを旅行者に提供することを約し、かつ、 県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したもの</u>をいう。 （旅費の支給） 第3条 〔略〕 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、当該各号に掲げる者に対し、<u>旅費</u>を支給する。 （1）職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号及び第21条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合及び法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合を除く。）には、当該職員 （2）職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当

は、当該職員の遺族 (3) [略] 3 [略] 4 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者（<u>その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。</u>）が、<u>その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に規定する額を旅費として支給することができる。</u> (1) <u>鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館、その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができなかった額。但し、その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額をそれぞれこえることができない。</u> (2) <u>赴任に伴う家財の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた移転料の3分の1に相当する額の範囲内の額</u> 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関等の事故又は天災その他任命権者が知事と協議して定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に規定する額を旅費として支給することができる。</u> (1) <u>現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下切符類という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの条例の規定により支給することができる額</u> (2) <u>現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額</u> (旅行命令等) 第4条 職員の旅行は、<u>当該職員の任命権者又はその委任を受けた者（以下旅行命令権者という。）</u>の発する旅行命令によって行うものとし、前条第3項に規定する旅行については、その旅行の依頼をなす者（以下旅行依頼者という。）においても当該職員に対し、旅行の依頼（以下旅行依頼という。）をなすものとする。 2 旅行命令権者又は旅行依頼者（以下旅行命令権者等という。）は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、<u>且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令又は旅行依頼（以下旅行命令等という。）を発することができる。</u>	該職員の遺族 (3) [略] 3 [略] 4 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合のほか、次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が知事と協議して定める額を旅費として支給することができる。</u> (1) <u>第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</u> (2) <u>第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第17条第1項、第19条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</u> 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の天災のほか、次に掲げる事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が知事と協議して定める額を旅費として支給することができる。 (1) <u>交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情</u> (2) <u>前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情</u> 6 <u>第1項から第4項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> (旅行命令等) 第4条 職員の旅行は、<u>旅行命令権者の発する旅行命令によって行うものとし、前条第3項に規定する旅行については、その旅行の依頼をなす者（以下「旅行依頼者」という。）においても当該職員に対し、旅行の依頼（以下「旅行依頼」という。）をなすものとする。</u> 2 旅行命令権者又は旅行依頼者（以下「旅行命令権者等」という。）は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、<u>かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発することができる。</u>
--	---

3 旅行命令権者等は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む、以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

4 旅行命令権者等が旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令書（当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第13条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載若しくは記録をし、これを提示するいとまがない場合又は知事が特に認める場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書を提示しなかった場合（旅行命令書を提示するいとまがない場合に限る。）には、できるだけ速やかに旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 前2項の旅行命令書の提示については、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第4条の規定は、適用しない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額に

3 旅行命令権者等は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者等は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書（当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第9条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令書に当該事項の記載若しくは記録をするいとまがない場合又は知事が特に認める場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書に同項に定める事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

6 前2項の旅行命令書の通知については、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第4条の規定は、適用しない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、第10条から第19条までに定めるところによる。

より支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

12 第24条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を旅費として支給することができる。

（旅費計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては 400キロメートル、水路旅行にあっては 200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについては1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が用務地である同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をその定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地域に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

（旅費計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（旅費の請求手続）

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けること

2～6 [略]

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最も下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、

ができない。

2～6 [略]

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項その他必要な事項は、知事が定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びに任命権者が知事と協議して定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び任命権者が知事と協議して定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合においては、実費額
によることができる。

2 旅行命令権者の承認を受けて自家用車を利用して旅行する場合
の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき
17円とする。

3 車賃は、前2項の規定による路程ごとに全路程を通算して計算
する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、そ
の区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を
生じたときは、これを切り捨てる。

（旅行雑費）

第18条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当
該各号に定める額とする。

（1） 県内旅行 200円

（2） 県外旅行 1,100円（宮崎県以外の地域に所在する公署に
勤務する職員が当該公署の所在する同一地域内を旅行する場合
にあっては、1,550円）

（宿泊料）

第19条 宿泊料の額は、別表第1のとおりとする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第 231号）第2
条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び任命権
者が知事と協議して定めるものをいう。次項及び次条において同
じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる
費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に
加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするもの
に限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 座席指定料金

（3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分され
た航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する
移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から
第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限
る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第 183号）第3条第1号イに掲
げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行す
る自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供
する自動車を利用する移動に要する運賃

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運
送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（
前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80
条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除
く。）

（4） 職員が自家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受
けたものに限る。）を利用する移動に要する費用

（5） 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、実費額とする。ただし、やむ
を得ない事情により実費額によることができない場合には、路程
1キロメートルにつき18円とし、全路程を通算（1キロメートル
未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）して計算した額
とする。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国
家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。第26条
において「旅費法」という。）の規定の適用を受ける国家公務員
について国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号
）により定められている宿泊基準額（次条において「宿泊費基準
額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があ
る場合として任命権者が知事と協議して定める場合には、当該宿
泊に要する費用の額とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（食卓料）

第20条 食卓料の額は、別表第1のとおりとする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

（移転料）

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第22条 着後手当の額は、第18条各号に定める旅行雑費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第1の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費（第19条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、前項の規定にかかわらず、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他任命権者が知事と協議して定めるものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県の負担による支給が適当でない費用として任命権者が知事と協議して定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（扶養親族移転料）

第23条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

- （１） 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の２に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の２分の１に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の１に相当する額。ただし、6歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する金額を加算する。

- （２） 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第１項第１号又は第３号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない

ロ

- （３） 第１号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- ２ 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

（日額旅費）

第24条 第６条第１項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、船員（船舶に乗組み主として海上勤務に従事する職員をいう。以下同じ。）及び船員以外の職員で船舶に乗船を命ぜられたものが行う旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が知事と協議して指定するものとする。

- ２ 前項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、必要に応じ任命権者が知事と協議して別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第６条第１項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることはできない。

第25条 削除

（同一地域内旅行の旅費）

第26条 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。

- ２ 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための県が設立した宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ住所又は居所を移転した場合には、別表第２の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の３分の１に相当する額（扶

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- （１） 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- （２） 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- ２ 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第20条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、任命権者が指定する宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一地域内における旅行（県外旅行に限る。）については、第1項に定めるもののほか、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

（退職者等の旅費）

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（1） 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下退職等を知った日という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

（2） 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（1） 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

（2） 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費（退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）とする。

（1） 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（2） 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（1） 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

（2） 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13

(旅費の調整) 第29条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合においては、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 [略] 第30条 [略] (外国旅行の旅費) 第31条 外国旅行の旅費については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号）に規定する国家公務員の外国旅行の旅費を基準として知事が定める。</u> 第32条 [略]	条第1項各号（第13条第1項第3号のうち任命権者が知事と協議して定める費用及び同条第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 2 宿泊費、包括宿泊費（第13条第1項第3号のうち任命権者が知事と協議して定める費用及び同条第4号を除く。）、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 (旅費の調整) 第24条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合においては、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 [略] 第25条 [略] (外国旅行の旅費) 第26条 外国旅行の旅費については、<u>旅費法の規定の適用を受ける国家公務員の例により算出した額とする。</u> (旅費の返納) 第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。 3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が知事と協議して定める。 第28条 [略]								
別表第1及び別表第2を削る。 (知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正) 第2条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年宮崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。									
<table><tr><th>改正前</th></tr><tr><td>(旅費)</td></tr><tr><td>第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「改正前の法」という。）</u>の規定を準用する。</td></tr><tr><td>(1) 鉄道賃、船賃、<u>宿泊料、食卓料及び移転料</u></td></tr></table>	改正前	(旅費)	第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「改正前の法」という。）</u> の規定を準用する。	(1) 鉄道賃、船賃、 <u>宿泊料、食卓料及び移転料</u>	<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>(旅費)</td></tr><tr><td>第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第 306号。この条において「政令」という。）</u>の規定を準用する。</td></tr><tr><td>(1) 鉄道賃、船賃、<u>航空賃及び宿泊費</u></td></tr></table>	改正後	(旅費)	第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第 306号。この条において「政令」という。）</u> の規定を準用する。	(1) 鉄道賃、船賃、 <u>航空賃及び宿泊費</u>
改正前									
(旅費)									
第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号。以下「改正前の法」という。）</u> の規定を準用する。									
(1) 鉄道賃、船賃、 <u>宿泊料、食卓料及び移転料</u>									
改正後									
(旅費)									
第6条 知事等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第 306号。この条において「政令」という。）</u> の規定を準用する。									
(1) 鉄道賃、船賃、 <u>航空賃及び宿泊費</u>									

- (2) 着後手当の算定の基礎となる宿泊料及び扶養親族移転料の算定の基礎となる鉄道賃、船賃、宿泊料及び食卓料
- (3) [略]
- 2 前項ただし書の場合において、知事は改正前の法に規定する内閣総理大臣等（別表第1の1、別表第2の1及び別表第2の3にあっては、その他の者）に、副知事は改正前の法に規定する指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）に相当するものとみなす。

- (2) 着後滞在費の算定の基礎となる宿泊費並びに家族移転費の算定の基礎となる鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費
- (3) [略]
- 2 前項ただし書の場合において、知事は政令に規定する内閣総理大臣等に、副知事は政令に規定する指定職職員等に相当するものとみなす。

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（費用弁償） 第5条 議会の議員の費用弁償については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる費用弁償の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の法」という。）</u>の規定を準用する。 (1) 鉄道賃、船賃、<u>宿泊料、食卓料及び移転料</u> (2) <u>着後手当</u>の算定の基礎となる<u>宿泊料並びに扶養親族移転料</u>の算定の基礎となる<u>鉄道賃、船賃、宿泊料及び食卓料</u> (3) [略] 2 前項ただし書の場合において、議長は<u>改正前の法</u>に規定する内閣総理大臣等（別表第1の1、別表第2の1及び別表第2の3にあっては、<u>その他の者</u>）に、副議長及び議員は<u>改正前の法</u>に規定する<u>指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）</u>に相当するものとみなす。 3 [略]	（費用弁償） 第5条 議会の議員の費用弁償については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる費用弁償の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。この条において「政令」という。）</u>の規定を準用する。 (1) 鉄道賃、船賃、<u>航空賃及び宿泊費</u> (2) <u>着後滞在費</u>の算定の基礎となる<u>宿泊費並びに家族移転費</u>の算定の基礎となる<u>鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費</u> (3) [略] 2 前項ただし書の場合において、議長は<u>政令</u>に規定する内閣総理大臣等に、副議長及び議員は<u>政令</u>に規定する<u>指定職職員等</u>に相当するものとみなす。 3 [略]

（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第4条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（旅費） 第7条 企業局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の法」という。）</u>の規定を準用する。 (1) 鉄道賃、船賃、<u>宿泊料、食卓料及び移転料</u> (2) <u>着後手当</u>の算定の基礎となる<u>宿泊料及び扶養親族移転料</u>の算定の基礎となる<u>鉄道賃、船賃、宿泊料及び食卓料</u> (3) [略] 2 前項ただし書の場合において、企業局長は、<u>改正前の法</u>に規定する<u>指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）</u>に相当するものとみなす。	（旅費） 第7条 企業局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。この条において「政令」という。）</u>の規定を準用する。 (1) 鉄道賃、船賃、<u>航空賃及び宿泊費</u> (2) <u>着後滞在費</u>の算定の基礎となる<u>宿泊費並びに家族移転費</u>の算定の基礎となる<u>鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費</u> (3) [略] 2 前項ただし書の場合において、企業局長は、<u>政令</u>に規定する<u>指定職職員等</u>に相当するものとみなす。

（病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（旅費）	（旅費）

第7条 病院局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の法」という。）</u>の規定を準用する。 （1） 鉄道賃、船賃、<u>宿泊料、食卓料及び移転料</u> （2） 着後手当の算定の基礎となる<u>宿泊料及び扶養親族移転料</u>の算定の基礎となる鉄道賃、船賃、<u>宿泊料及び食卓料</u> （3） [略] 2 前項ただし書の場合において、病院局長は、<u>改正前の法</u>に規定する<u>指定職の職務にある者（外国旅行の航空賃にあっては、特定指定職在職者以外の指定職の職務にある者）</u>に相当するものとみなす。	第7条 病院局長の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定を準用する。ただし、次に掲げる旅費の額については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。この条において「政令」という。）</u>の規定を準用する。 （1） 鉄道賃、船賃、<u>航空賃及び宿泊費</u> （2） 着後滞在費の算定の基礎となる<u>宿泊費並びに家族移転費</u>の算定の基礎となる鉄道賃、船賃、<u>航空賃及び宿泊費</u> （3） [略] 2 前項ただし書の場合において、病院局長は、<u>政令</u>に規定する<u>指定職職員等</u>に相当するものとみなす。
---	---

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（17） [略] （特殊現場作業手当） 第14条 [略] 2 前項の手当の額は、<u>別表</u>に定める額とする。 （手当額の特例） 第20条 [略]	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（17） [略] <u>（18） 船員作業手当（第20条）</u> （特殊現場作業手当） 第14条 [略] 2 前項の手当の額は、<u>別表第1</u>に定める額とする。 <u>（船員作業手当）</u> 第20条 船員作業手当は、船員（船舶に乗組み主として海上勤務に従事する職員をいう。）が、航海中の船舶において次に掲げる業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。 <u>（1） 船長業務</u> <u>（2） 船舶の運航業務</u> <u>（3） 主機関の運転業務</u> <u>（4） 船上作業に付随する庶務関係業務</u> <u>（5） 無線通信業務</u> <u>（6） その他これらに類するものとして知事が認める業務</u> 2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、<u>別表第2</u>に定める額とする。 （手当額の特例） 第21条 [略] 2 第20条第1項の規定による特殊勤務手当の支給される業務で、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。 <u>（1） 目的地が第1区にあり、かつ第20条第1項の規定による業務に従事した時間が1日について5時間に満たない場合 同条第1項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額</u> <u>（2） 目的地が第1区にあり、かつ定係港（船舶が通常停泊し、又は係留する港をいい、その港の区域は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づく定めのあるものを除き、港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する区域とする。以下同じ。）出港の日から同港に入港の日までの期間が51日以上にわたる場合 第1区定額と第2区定額の差額を第1区定額に加算した額</u> <u>（3） 目的地が第2区、第3区又は第4区の区域にある場合 最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に</u>

第21条～第23条 〔略〕

別表（第14条関係）

〔略〕

入港した日までの期間のうち、第20条第1項の規定による業務に従事した日については、その定額

（4） 同一の日において、定額を異にする事由が生じた場合 額の多い方の定額

（5） 第3号の規定による同一航海において、目的地の区分を異にする事由が生じた場合 額の多い方の定額

第22条～第24条 〔略〕

別表第1（第14条関係）

〔略〕

別表第2（第20条関係）

目的地の区分	支給額
第1区	750円
第2区	1,130円
第3区	1,410円
第4区	2,120円

備考

1 この表において、「第1区」とは本邦又は東経 127度北緯22度、東経 135度北緯30度、東経 143度北緯32度、東経 146度30分北緯40度、東経 150度北緯44度、東経 146度北緯48度、東経 140度北緯48度、東経 135度北緯40度、東経 130度北緯38度、東経 126度北緯34度、東経 126度北緯30度、東経 122度北緯27度及び東経 122度北緯22度の諸点を、順次に直線で結んでできる折線の内側の区域（定係港の区域及び外国の沿岸より3海里以内の区域を除く。）をいい、「第2区」とは東は東経 175度、西は同 110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域（第1区及び定係港の区域を除く。）をいい、「第3区」とは東は東経 175度、西は同94度、南は南緯11度、北は北緯21度の各線の内側の区域（トンキン湾を含む。）及び東は東経 175度、西は同 134度、南は北緯51度、北は同63度の各線の内側の区域をいい、「第4区」とは第1区、第2区、第3区及び定係港の区域以外の区域をいう。

2 第20条第1項の規定の業務に係る船舶が前項に規定する第2区の区域にある港を定係港とする場合、この表における「第1区」とは定係港の境界から200海里以内の区域をいい、「第2区」とは東は東経 175度、西は同 110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域（第1区及び定係港の区域を除く。）をいうものとする。

（県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第7条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（6） 〔略〕 （潜水作業手当） 第8条 〔略〕 2 前項の手当の額は、別表に定める額とする。	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）～（6） 〔略〕 <u>（7） 船員作業手当（第9条）</u> （潜水作業手当） 第8条 〔略〕 2 前項の手当の額は、<u>別表第1</u>に定める額とする。 <u>（船員作業手当）</u> 第9条 船員作業手当は、船員（船舶に乗組み主として海上勤務に従事する職員をいう。）が、航海中の船舶において次に掲げる業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。 <u>（1） 船長業務</u> <u>（2） 船舶の運航業務</u>

第9条 〔略〕

別表（第8条関係）

〔略〕

（3） 主機関の運転業務

（4） 船上作業に付随する庶務関係業務

（5） 無線通信業務

（6） その他これらに類するものとして教育委員会が認める業務

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、別表第2に定める額とする。

（手当額の特例）

第10条 第9条第1項の規定による特殊勤務手当の支給される業務で、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

（1） 目的地が第1区にあり、かつ第9条第1項の規定による業務に従事した時間が1日について5時間に満たない場合 同条第1項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額

（2） 目的地が第1区にあり、かつ定係港（船舶が通常停泊し、又は係留する港をいい、その港の区域は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づく定めのあるものを除き、港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する区域とする。以下同じ。）出港の日から同港に入港の日までの期間が51日以上にわたる場合 第1区定額と第2区定額の差額を第1区定額に加算した額

（3） 目的地が第2区、第3区又は第4区の区域にある場合 最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間のうち、第9条第1項の規定による業務に従事した日については、その定額

（4） 同一の日において、定額を異にする事由が生じた場合 額の多い方の定額

（5） 第3号の規定による同一航海において、目的地の区分を異にする事由が生じた場合 額の多い方の定額

第11条 〔略〕

別表第1（第8条関係）

〔略〕

別表第2（第9条関係）

目的地の区分	支給額
第1区	750円
第2区	1,130円
第3区	1,410円
第4区	2,120円

備考

1 この表において、「第1区」とは本邦又は東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の諸点を、順次に直線で結んでできる折線の内側の区域（定係港の区域及び外国の沿岸より3海里以内の区域を除く。）をいい、「第2区」とは東は東経175度、西は同110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域（第1区及び定係港の区域を除く。）をいい、「第3区」とは東は東経175度、西は同94度、南は南緯11度、北は北緯21度の各線の内側の区域（トンキン湾を含む。）及び東は東経175度、西は同134度、南は北緯51度、北は同63度の各線の内側の区域をいい、「第4区」とは第1区、第2区、第3区及び定係港の区域以外の区域をいう。

2 第9条第1項の規定の業務に係る船舶が前項に規定する第2

区の区域にある港を定係港とする場合、この表における「第1区」とは定係港の境界から 200海里以内の区域をいい、「第2区」とは東は東経 175度、西は同 110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域（第1区及び定係港の区域を除く。）をいうものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第2項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第27条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 6 第2条の規定による知事等の給与及び旅費に関する条例、第3条の規定による議会の議員の給与等に関する条例、第4条の規定による企業局長の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第38号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項及び第2項</u> の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに <u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u> の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を含む。以下同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 〔略〕	(1) 〔略〕
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 」という。）を除く。）	(2) 勤務日の <u>日数</u> を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を除く。 <u>次条において同じ。</u> ）

（部分休業の承認）

第25条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準による育児時間又は同条例第8条の3の規定による介護部分休暇を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第1号部分休業の承認）

第25条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準による育児時間又は同条例第8条の3の規定による介護部分休暇を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第25条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第25条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第25条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第25条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第26条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第8条の9（市町村立学校給与条例第6条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第8条の8（市町村立学校給与条例第6条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮崎県条例第12号）第8条及び第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第27条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第26条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第8条の9（市町村立学校給与条例第6条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第8条の8（市町村立学校給与条例第6条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮崎県条例第12号）第8条及び第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第27条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第25条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

